

笹森儀助と奄美

東, 喜望

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

23

(開始ページ / Start Page)

39

(終了ページ / End Page)

70

(発行年 / Year)

1997-03-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002837>

笹森儀助と奄美

東喜望

はじめに

周知のように、笹森儀助は明治二十六年（一八九三）、沖縄・奄美を踏査し、『南嶋探験』を成した元・弘前藩士である。

この踏査の功績が評価され、彼は翌二十七年九月から、まる四か年間、奄美群島の島司をつとめる。この間、明治二十八年には、四か月間、十島を調査して『拾島状況録』を成し、さらに、翌二十九年には、台湾へ渡り、日本統治後の台湾社会の実態や製糖の現況などを調査した。これらの調査の事績については、すでに、山本弘文博士還暦記念論集（一）と本紀要（二）に報告させていただいた。

ここでは、右二件の調査を除く、笹森儀助の島司としての活躍とその成果について報告しておきたい。

一 大島島司の就任と島政方針

沖繩・奄美諸島の踏査をおえて十か月後、儀助は再び奄美大島の地を踏むことになる。明治二十七年八月二十三日付け、内務省属(三級属)となり、大島に赴任しているからである。時の総理大臣伊藤博文から正式に鹿児島県大島島司(高等官七等)に任ぜられたのは、同年九月十日(履歴書)。同月、富山県書記官に転任した大海原尚義のあとをうけ、以後四年間、第五代の島司をつとめることになる。大島へは娘つる(次女)を同伴した。

昇曙夢は、加納久宜(鹿児島県知事)が儀助を招聘して島司の任に当たらせたとしている(3)が、儀助にこの人事の件を直接伝え説得にあたったのは、内務大臣井上馨である。いうまでもなく、前年実施のいわゆる南島探検を儀助に依頼したのも井上馨であるが、「活人画」(新聞連載の笹森評伝)によると、彼はその成果を高く評価し、南島の一大産業たる糖業を改善するために、大阪の製糖会社の社長が大島島司に就任してほしいと要請しているのである。

儀助は、製糖の知識なきを理由に、当初は固く辞退したが、大臣の強い薦めにあつて、ついに島司就任を承諾したという。明治十四年十一月、野に下ってから十五年九か月。再び官職に就こうとは、

儀助自身、思いも及ばなかったにちがいない。中央官僚は、彼を辺地開拓にとって不可欠の人材と見ていたことがわかる。

それにしても、『南嶋探検』で政府に提言した改革の課題をみずから背負うことになったのは、皮肉なめぐり合わせともいえる。

後年、樺山資紀に呈した『大嶋郡負債償却意見草按』によれば、儀助は着任早々、島政の二大目的を立てている。一は大島の糖業改良であり、二は郡民の負債の消却である。

奄美諸島産出の砂糖の売買が政府から許されたのは明治六年であるが、その前年から県庁の保護のもとに、主に鹿児島商人が奄美の黒糖の売買機関を独占し、島民から黒糖を廉価で買い上げ、その代価として物品を高価で売りつけたため、島民は莫大な負債をかかえることになる。そのため、島民と鹿商とが抗争をくりかえしてきたことは既に指摘した。黒糖の品質や生産量が次第に下落するのは、むしろ当然かもしれない。島民の生産意欲が減退してくるからである。

このような状況にあつて、県は農商務省にも要請し、明治十五年以降、いくたびか同省の技師や県官を奄美諸島に派遣して、糖業の改良や奨励につとめたという。だが、その糖位は、例年、沖繩よりもはるかに下位であつたと儀助は記している。

明治二十年代に入ると島司もみずから糖業の改革に積極的のり出すことになる。明治二十一年、第三代の島司に就任した森長義は、甘蔗の品種改良と糖業の奨励につとめ(大島郡状態書)、第四代の

島司大海原尚義は、糖業振興を図るための組織化を進めている。いわゆる南島探検をおえて儀助が政府（農商務省か）に提出したと思われる調書に『鹿児島県大島郡ノ糖業事件・沖繩県ノ糖業事件』（以下「糖業事件」と省略）（4）がある。これは当時、糖業改良のために大島へ派遣されていた農商務省の技師坂野初太郎の調査と意見をふまえて書かれたものであるが、同書によると、大海原島司は、明治二十四年十二月、全島の糖業家を集めて、糖業改良策を徹底的に討議させ（於、農事集談会）、その決議に基づき、官民協力のもとに、改良策を実施にうつし、品質・価格を上げるのに成功している。

彼の施策の中で、注目すべきは、糖業家（砂糖生産者）に協同組合をつくらせ、その組合の経営する水力製糖場を設立させたことである。明治二十五年度は、このような製糖場が全島に十五か所創設され、翌年は、さらに八か所増設されたという。『大島郡状態書』によれば、これらのほかに、銀行を設立して金融の便を開き、甘蔗栽培の増殖などを図っているが、同書所収の「糖業改良意見書」によれば、製糖場の経営を資本家にゆだね、甘蔗栽培のみを耕作者が行うべきだとする、徹底した分業政策をうち出しており、大海原島司が、家内中心の生産体制を打破して、糖業の資本主義化を目論んでいたことは明らかである。如上の協同組合の設立もそのワンステップと見ていたにちがいない。儀助は、開明的な大海原のこのような施策を享けて、島司に就任したことになる。

儀助は、糖業の改良を図るために、明治二十八年春、沖繩県の技手児玉祥介を島庁に招聘し、同氏の意見と鹿児島商業会議所の議決に基づいて計画をたてたという。

中でも糖質の向上には、殊に意を注いだようである。地方税で雇用した四名の指導員を各島へ配置して通常の農事指導に当たらせ、製糖期には、島庁の全職員を各島に出張させて、糖樽の徹底検査を実施させたという（前掲「草按」）。

島民のかかえている負債についても、赴任早々からその調査に着手している。前掲『糖業事件』には、明治二十二年までに、百万円の巨額にのぼった負債額も、大海原島司らの努力によって、二十万円の減少したとあり、『南嶋探検』でも、明治二十六年末の負債額を二十一、二万円と見込んでいるが、これは、鹿商を中心とした本土商人からの負債額で、そのほかにも地元の家から借りた金額のあることが判明し、爾後、全島の戸長の協力を得て、その徹底調査を実施することになる。そして、これらの負債の消却方法については、戸長会議や吏員からも広く意見を求めている。例えば、島庁書記の林慶良は、「大島郡負債償却方法早見」なる文書を儀助に呈して、本土商人の中間マージンを排して需要品を直輸入し、その代金を砂糖で支払うこと、地元民によって奄美銀行を設立し、低金利で融資することなどの意見を述べている。

明治二十七年、島司就任直後に儀助が書いた『大嶋々政方針』（5）と題する小冊子がある。その最初の部分には、大島郡の特徴的な状況が数点あげられており、その他の部分には、島司や島庁吏員・戸長などの遵守すべき、いわば服務規程が示されている。この規程に相当する箇条には、政党所属・収賄の禁止、質素倹約を重んずべきことなどが示されているが、注目すべきは、官権をかさに着た島

民への抑圧をいましめ、いわば奉仕の精神を説いていることである。例えば、次のような条項がある。

一、吏員、天職ヲ奉公スル人民ニ対シ、丁寧・懇切ヲ基トス。

教解ヲ先キトス。法律規則ヲ楯ニ執リ、人民ヲ屈服スル居動ヲ慎ムベシ。

これが、笹森島司の島民に対する基本的な姿勢であったと見てよい。

彼は、この文書の冒頭で、藩政時代の役人の圧制が未だ島民の脳裏に深くきざみこまれている事実を指摘し、従来、県庁の不用な人物が島庁の吏員として赴任させられ、しかもこれらの無能な吏員が、「鹿児島商人ヲ助ケテ、島民ヲ圧制」してきた形跡があるとして、これを「最モ忌ムベキ事」だと批判している。

官・商の癒着を排し、鹿児島商人の無謀な収奪を防ぎ、奄美諸島の基本産業を振興させて島民の生活の向上を図ることが、儀助の最大の課題（島政方針）であったと考えられる。おそらく儀助には、初代島司新納中三の果たせなかった仕事を継承する意志があったにちがいない。

後年、名瀬方連合村会提出の上申書によれば、儀助は着任早々、農事集談会を召集して糖業について諮問し、また教育会を召集して「教育事業ノ発達進歩ヲ計画」したという。ただし、後述のようにその成果はあまりはつきりしない。

ちなみに、当時の島庁は、第一課と第二課からなり、第一課の吏員十五名が庶務・農商務・兵事・学務衛生を分掌し、第二課吏員十名が会計・地方費・土木を担当した。付属機関に糖業改良事務所が

あり、第一課の吏員が配属されている。吏員の身分は、技手・書記・雇。他に給仕・小使、六名がいた。

いまだ小規模なこの島庁の組織を動かしながら儀助は行政をおし進めていくことになるが、彼の在島四年間の間で、最も快挙とすべきは十島と台湾の視察であろう。幾多の危険を冒しながら辺地を探検し、貴重な発見をしているからである。ただし、このことについては、前述したように、すでに報告しているのので、ここでは割愛する。

二 島司としての行政

十島や台湾視察のような冒険にみちた調査のほかに、島司にはさまざまな日常の仕事があったようである。儀助旧蔵の島庁関係の文書によれば、その仕事は、群行政全般の企画・立案や、上部機関（政府・県庁・県議会）からの要請の実施と同機関への連絡・交渉、島内諸官庁との連携、島庁職員や戸長の指導・連絡などであるが、前述したように、直接、生産者の指導にもあたり、また時折、自ら市井へ赴いて島政に対する意見を聞き、情報の収集にもあたったようである。殊に古老や島の識者（先輩）に付いて学ぶという姿勢があったようで、たとえば、ひと曰、八十三歳の古老田原陶椅を訪ねて示教を乞い、後日、田原は一書（大島物産考）を呈して儀助の質問に答えている。同書（明治二十八年三月記）には、薩摩藩支配下の大島の実情と開発可能な物産が記されている。儀助が資源の開発を心がけてい

た証左の一つである。儀助は、初代衆議院議員基俊良（一八二一—一九〇四）を訪ね、藩政期から島の役所で実施した恒例の行事などについて教示を受けている。ちなみに、基は旧藩時代、名瀬の与人をつとめ、のち郡書記・県属をつとめた人物で、島民の信望も厚く、彼を謡った民謡が今も残っている（俊良主節）。

島庁職員や戸長とは常に意見や情報を交換し、その協力のもとに島政を推進しているが、彼らの協力のもとに、殊に庁内の資料の整備を図ったように、明治十七年から同二十一年までの農業統計書『大嶋農事調査』や、旧慣・太政官布告・県及び島庁の達などを転写した『大嶋調査事項』ほか多くの統計書などが残されている。また島司自ら当時、島庁や民間に残されていた旧記を調査・記録（抄録）し、明治三十年、『大嶋郡旧記取調』を成している。掲載書はノロ文書・『大嶋置目条々』『南聘紀行』『大嶋代官記』（元大嶋支庁書記・重栄喜正所蔵）『大嶋私考』『大嶋規模帳』『南嶋誌』『大嶋竊覽』『大嶋要文糟粕集』『輿論嶋雑書』である。これらのほかに、人材の発掘にも留意し、奄美諸島全域の有望な人物を調査して『大嶋郡家柄人物調』を成している。この書はいわゆる名士録ではなく、各方（今の町村）ごとに、十代から七十代にいたる識字層のうち主だった家柄の者や有識者の氏名を掲げ、その年令・族籍・続柄・現職（含、在学中）等を記したもので、随所に「見込アリ」との人物評価が記載されているところを見ると、島民からの人材起用に積極的だったことがわかる。

島司としての儀助のもとには、各界からの意見書や要請文が送られているが、儀助はいわゆる下からの意見を無原則的に受け容れたわけではない。明治二十八年、名瀬方の戸長麓純則が一時辞意を洩らしたことがあるらしく、これを知った、金久・伊津部を除く名瀬方八村の村会議員が二派に別れて、その後任者を島司に推挙するという事件が起こる。ところが同年五月六日付けと同九日付け、各派の提出した推薦状（上申書）の両方に、同一人物の署名が一か所あったのである。節操なきこの議員を儀助は厳しく批判するとともに、何よりもこれらの議員が村議会での討議を経ずして上申に及んでいることを大島の後進性として指弾しているのである。県の規則によれば、戸長は村民の公選で決まり、郡長（島司）の具申によって県知事が任命する。同様の事件が押角方にもあった由であるが、いずれも儀助が容認しなかったのはいうまでもない。ちなみに、明治二十一年六月と同二十七年四月に沖永良部で起きた人身売買事件も奄美諸島の後進性としてとらえ、本土に比べその民度の低さを指摘している（大嶋郡雑記）。さらにいえば、儀助は、島司就任早々に、奄美の現状を本土と比較し、文盲の多いこと、驕奢に流れ易く貯蓄心のないこと、海島でありながら漁業を知らないこと、土俗信仰に帰依し、島民の大半が明確な宗教を持たないことなどをあげて、奄美の社会的な遅れを指摘している（大嶋々政方針）。

ところで、儀助が台湾視察から帰庁したのは、明治二十九年五月十五日であるが、彼の帰庁を待つて提出されたと思われる浜上謙翠の意見書がある。この『大島信實疑ノ妄ヲ弁ズ』（同月十日記）は、衆議院議員大島信（一八五三—一八九九。現、龍郷町中勝出身）に対する批判書であるが、当時の大島の政界と

実業界の知られざる対立の事実を明かして、貴重である。

浜上謙翠（一八五一—一九〇一。喜界島小野沖出身）は、阿布木名村長・島庁勸業課長を歴任したのち明治二十五年冬、官を辞し、同二十七年、基俊良（社長）とともに大島興業株式会社を興し、死去するまでの以後七年間、奄美の各島間と島外（本土・沖縄・台湾）への汽船就航のために、不撓不屈の活動を続けた人物である。その頌徳碑誌（上田萬年撰。碑は名瀬南館山在）によれば、彼の努力によって島庁が一航海ごとに三百五十円の補助金を出し、さらに政府が同二十八年四月より毎季六千円、同三十四年四月以降は毎年二万八千円の補助金を支給し、これによって定期的な汽船の就航ができたという。

前掲書によれば、第九回帝国議会（明治二十八年十月—翌年三月）において大島信は、大島興業の就航船が小型なるを理由に、政府が同社に奄美各島間の定期航海を認可したのは不当だと主張し、さらに、政府から借り受けた糖業改良資金の一部を、島司が奪取して営利会社たる大島興業に貸与したと非難したという。

いうまでもなく、大島興業にとってこの発言は社の存亡にかかわる重大問題である。同社重役浜上が、その謂れなきを指摘した論駁書が前掲である。浜上は、離島に汽船の碇泊できる港湾がないので大型船でも荷物の積み降ろしが不自由なこと、従来（明治二十四年四月—同二十七年三月）、大阪商船が年額六千三百七十二円の補助（大島郡連合村費より支出）を受け、月一回就航させていたのを、大島興業は海龍丸を借り受けて二か月に三回就航させ（二十七年四月以降）、さらに当年二月には総噸数千二百トンの堅牢

な汽船を購入したことなどをあげて反論している。

また、糖業改良資金については、農事集談会にもはかり、各方の糖業者・戸長の承諾を得、取扱細則に基づいて二万二千三百円を借り受け汽船購入の代金に充てたもので、大島信の発言は甚しき妄信だと論駁しているのである。浜上によると、この資金は糖業の改良・振興のため郡が政府から借用し（明治十九年か）、内八万五千円を大阪第七十九国立銀行に預け入れ、明治二十三年、返済年賦が五十か年（一説に八十年）に改められたので、同年全都二十一方（現在の町村）に分配されたもので、奄美諸島の砂糖輸送のために、これを活用するのは糖業者の望むところだとしている。浜上はさらに、明治二十六年、大島一派が蒸気機関購入資金拝借のため上京した時の旅費（四五〇円）もこの資金から支出されていると指摘している。

要するに、大島信は、この改良資金を利用して、製糖技術を改善し、生産量の増加をはかるのがねらいだったのである。だが、砂糖の輸送コストを下げることによって大島の糖業収入の増加をはかるうとした大島興業が、先に糖業改良資金を借用していたため、反発した大島信は国会で前述のような挙に出たものと考えられる。おそらく大島信は、前島司の大海原尚義と同様に糖業の分業化（甘蔗栽培と製糖業の分離）を目論んでいたと思われるが、彼の構想する蒸気機関による製糖法（郡内六か所に機械設置を予定）が得策でないのは「火ヲ見ルヨリ尚ホ明ラカ」だと、浜上は批判しているのである。慶応元年（一八六五）、旧藩庁が大島本島四か所に設置した外国製製糖機の工場が、わずか六年にしてすべて

閉鎖されたという無残な過去があったためであろう。

なお、周知のように明治二十五年の第二回総選挙以来、吏党・大島信にとって、民党（鹿児島同志会）の基俊良は政敵であったが、基派の浜上が儀助に前掲書を呈した直接の理由は不明である。

このような意見書が提出された一週間後に、大島では天然痘が発生し、儀助らはその対策に苦慮する。『大島代官記』もこの事件を記録しているが、きわめて簡略な記述で、名瀬の金久村で発生した天然痘が同年夏から冬にかけて、伊津部（現・名瀬市）・小宿（こしゆく）・芦花部（あしけぶ）・戸口（とぐち）・摺勝（すりがち）（現・住用村）・節子（せつこ）など数村へ伝染し、多数の死者が出たと伝えているだけである。

この事件を詳細に記録した資料は、儀助側にもない。管見によれば、儀助自筆の書留（六六）と島庁吏員の復命書（六七）、支出経費を記載した断簡（二二）が残るのみである。儀助の書留（天然痘再発以来ノ現状）によると、明治二十九年五月二十二日、九名の患者が出、翌日、このことが知れわたると名瀬はパニック状態に陥り、以後数日間、流通機能さえ麻痺する。つまり、天然痘発生の際を聞きや二、三日の間に五、六百人が他村へ逃亡し、残された金久・伊津部両村の村びとは、総出で患者とその家族を強制隔離し、また、道の辻々に番小屋を建てて交通を遮断し、薪炭や日用品、食糧の売買を禁じたばかりでなく、飲料水（井戸水）の汲み取りさえ禁じているからである。そのため、営業不能に陥った本土出身者の商人は、一同心を合わせ、暫時、閉店して本土へ引揚げることを決意したという。余所者への迫害をおそれたのはいうまでもない。

道辻の番小屋には、五、六尺の棒を持った壮丁が、昼夜、七、八人詰め、村びとは手んてに金をうち鳴らし、或いは法螺貝を吹き鳴らして、「疱瘡神」を追い払ったという。ちなみに、大正七・八年、徳之島に発生・流行した時も同様のことが行われ、青年たちがブリキ罐をたたきながら「疱瘡の神、大和（本土）かち（へ）ホーホー」とおらび、集落の中を巡ったという（6）から、これは疫病流行時に一般に行われた悪魔払いであるが、儀助には異様な光景だったにちがいない、そのしぐさを「発狂人ニ毫モ異ナラズ」と評している。

ともあれ、やり場のない不安と焦燥にかられた群衆が、暴徒化するのは世の常であるが、天然痘の発生源を戸長ときめつけた村びとは、五月二十四日の夜、ついに戸長の自宅へ押し寄せ、強制隔離を要求し、拒否すれば、打ち壊しか焼きうち処すると脅迫する。不服ながら戸長は、島庁書記小倉治平の斡旋によって、一時、長浜へ避難したようである。なお、このような騒動のあったためか、『代官記』もその発生源を「麓純則ノ宅」としているが、儀助はその無実を指摘して「戸長ハ元ヨリ風ニ罹リ居ルモ痘患者ニアラザル事ハ、医師ノ脈断ニ依テ、心アル人ハ皆知レリ」と記している。

村びとが患者を隔離したのは、村はずれの牛小屋を兼ねた製糖小屋で、不潔きまりなく、しかも患者に食糧や飲料水・薪などを全く与えずに監禁したという。つまり、村びとは患者を死滅させることによって、伝染を防ぐという処置をとったのである。かかる「残忍苛酷ナル」防疫は、法治国家にあってはいうまでもなく犯罪行為であるが、その非人道性を糾弾する声が逸早く本土出身者からあ

がったようである。

島庁では疫病発生と同時に検疫委員を任命し、委員は警察署の協力を得て鋭意犯罪の防止と検疫につとめている。だが殊に名瀬では村びとの抵抗が強く、患者を隔離所へ誘導する検疫官を、道に逆茂木を立てて阻止し、その首謀者が警察署に連行されると数百人の群衆が署に押しかけ首謀者の奪還をはかる仕末であったという。これを説諭して解散させたのも儀助であるが、防疫のため毎日見廻りをつづけていた彼は、村びとに飲料水の汲み取りを禁じられ、同様に検疫に従事していた警察官や島庁員も、帰宅を阻止されて暫時、それぞれの官庁で合宿していたという。

島庁はまた、罹病地の戸長に命じて、仮設の隔離病舎と避難所を早急に建設させ、患者やその家族をこれらの施設に移し、患者には公費で投薬を行なっている。

名瀬では、五月二十八日、長浜に避難小屋が三棟と、塩浜に五室の病舎、鉄砲浜に二室の病舎が完成する。巡查・島庁員各四名の説得によって、このころから徐々に村内も鎮静化のきざしを見せたというが、同じころ瀬戸内方面の罹病地では西校の校長が投石に遭って負傷し、小宿(名瀬の隣村)では患者の家が実際に破壊されている。

島庁の学務・衛生担当永井実親の復命書によると、龍郷方芦花部では、五月二十五日名瀬を訪れた村民のうちの一人が、帰村後発病し(四日後死亡)、医師の誤診によって適切な措置をとらなかつたために、近親者七名が感染している。しかも、この初発の患者の葬儀に際しては村びとの八割が会葬し、

隣村の有良村や笠利方の手花部・赤尾木・用安からも会葬者があつたため、天然痘はさらに他村へも伝染するおそれがあつたという。

罹病村落のうち伝染経路が明確なのは、この芦花部一村だけで、ほかは不明であるが、患者や死者についても仔細な記録は笹森側にはない。ただわずかに残る断簡(大嶋郡雜記、所収)に、死者を含む患者数が、龍郷方二十五名、名瀬方四十二名、節子(町方)百十五名とあり、その経費が一人宛、龍郷五十六円、名瀬四十三円、節子十二円かかったとある。当時すでに種痘は実施されていたが、未接種の者が感染したようである。

島司として儀助が苦慮した行政事項の一つに、ハブ駆除の奨励がある。これは前島司・大海原尚義も実施してきたもので、中止するとその被害が増大するおそれもあり、継続して実施する必要があつたのだ。明治二十九年九月の島庁の調査によると、被害者の総数は、

明治25年 81名(死者16・全治65) 同26年 91名(死者18・全治73)

同27年 85名(死者15・全治70) 同28年 76名

であつたという。儀助は同月二十八日、基俊良を訪ね、旧来実施された駆除対策の方法を聞いている。基によれば、慶応二年から明治二、三年ごろまでは官米を懸賞とし、同九年から十九年までは大島支庁(島庁)が賞金を出してハブの駆除を奨励してきたという。

そこで儀助はこの懸賞金を地方税によって支出すべくその認可を県に願ひ出るのである。だが、翌明治三十年、県議会でその願ひは否決され、困惑した儀助はその善後策を戸長に諮問する。同年九月、全郡二十二名の戸長は、連署した答申書によって儀助に意見をつきつける。新小学校令による学校建設の費用として地方税を支出するので、懸賞金にこれを充当するのは不当であり、むしろこの懸賞金は政府に出させるべきだというのがその趣旨であるが、県と現地戸長との板ばさみになった儀助は、賞金に操られる愚かさを戒めながらも、結局、さしたる功もなく終わつたようである（大崎郡雑記）。

新小学校令が定められたのは明治二十三年であるが、周知のように、これは市制町村制の成立と教育勅語の立案に即して発布されたもので、この勅令によって奄美諸島でも、簡易科小学校の昇格や学校の新設など諸々の教育行政の改正に迫られていたのである。

ちなみに、儀助所蔵の記録によると、明治二十九年現在、奄美諸島では尋常小学校が各方（今の町村）ごとに一―五校あり、全郡（二三方）に合計六十五校があつたという。生徒総数八一―四名（内、女子一八二名）。人口十五万の小郡にしては、教育機関もわりに普及しているようであるが、それでも就学率はわずかに三三・六％にすぎず、学齢に達しながらも一万五九七三名の児童が未就学のまま残されたのである。

尋常小学校の上に置かれた高等小学校（四年制）はさらに狭き門で、大島本島でさえわずかに二校しかなく、進学した生徒でも遠隔地出身者は下宿や自炊しながら通学したという。これらのうちの二校が明治二十二年十月、名瀬に設立された大島高等小学東校で、他の一校が翌年、東方・古仁屋に設立された同西校である。明治三十年九月現在の生徒数は東校三九〇名、西校二四五名で、学齢児童に対する就学率は、東校で六・四％、西校が五・九％にすぎない。

ところで、西校は創設の翌年、校区の通学の便宜をはかつて、西方篠川村に移転するが、東方の住民は激昂してこれに反対し、同じ校区の実久・渡連方をまきこんで明治二十五年、古仁屋にその分校を設置させる。分校の校区住民は、以後さらに反発を強め、明治三十年には古仁屋分校（生徒数三三名）の分離、独立運動を起す。これは請願を主体とした運動であつたが、永年にわたる篠川本校校区との感情的対立や埋めがたい軋轢もあつて、次第に過激化し、遂に島庁もその調停に乗り出さざるを得なくなる。

その直接の任にあつたのは、学務担当の書記永井実親であるが、永井は現地を視察して意見書を呈し、儀助にこの事件の裁断を求めている。永井は教育経費の不足と篠川・古仁屋両校の設備の不備を指摘し、爾後、一兩年のうちにその不備を補い、経費も増額すると共に、校区別に財政も完全に分離して将来、両校を互いに異なる学校として独立させるべきだと主張する（西校二対篠川本校ト古仁屋教場間ニ於ケル意見）。

儀助は永井の意見に沿つてこの問題に対処しようであるが、実際に事件が解決したのは、儀助が大島を去つた後のことである。昇曙夢によれば、明治三十二年に至り、篠川本校が実業学校へ転換さ

れ、漸く古仁屋分校も高等小学校として独立する(7)。なお、教育関係については、当時、名瀬には師範学校小学教員講習科大島分教場(明治七年四月設立)があり、儀助の手許に無断早退者の名簿などが届けられているが、儀助がこの分教場と実際にどのようなかわりを持ったかは明らかでない。資料不足もあって、このように、当時の教育機関と儀助との具体的な関係については不明な点が多い。

三 西郷隆盛記念碑の建設と島司辞任

儀助が島司在職中に最も力を入れたのは、いうまでもなく大島郡の負債の消却と糖業の振興であるが、これにつぐものに西郷碑の建設がある。

周知のように、月照と共に錦江湾に投身した西郷はひとり蘇生し、幕府の追跡をかわすために、藩命により奄美大島の龍郷に流される。龍郷に到着したのは、安政六年(一八五九)一月十二日。龍郷の階長良の「西郷隆盛事跡調」(明治二年二月島司宛提出)によれば、福徳丸に乗って渡ってきた西郷は、初め借家に住んで自炊していたが、万延元年(一八六〇)二月、島の娘ウトマ(於旨間・のち名、龍愛)と結婚。年間十二石の祿米を支給され、島の童に手習・書籍を教え、貴賤を問わず島民と親しく交わり、翌文久元年十月(一説に十一月、間口二間半奥行四間の家屋を新築。やがてここへ移転したが、翌年一月迎船(枕崎の艦船)来たり、志村宮登喜をつれて、上鹿したという(荒天のため引返す。再出港は同月十九日)。前掲調査は、愛妾・龍愛との間に菊次郎・菊草(のち菊子)がいたことや同年六月、西郷が再び徳之

島を経て沖永良部へ流された時、龍愛が子どもをつれて徳之島へ見舞いに赴いたことなどを記しているが、注目すべきは、明治二十八年当時、西郷の旧宅がそのまま残され、龍愛の健在を伝えていることである。

儀助が初めて鹿児島を訪れたのは明治二十四年五月十九日。彼は直ちに西郷の墓に詣で、翌朝、武村(現、鹿児島市武二二八)の西郷邸に未亡人糸子(正妻)を訪ねている。同時代を生き抜いた先輩として、また藩閥政府の強権に刃向かった最後の英雄として、儀助が西郷を深く敬愛していたことは既に述べたが、そんな儀助が西郷の顕彰と遺跡の保存に尽くしたいと思うのは当然である。

儀助が初めて龍郷を訪ねたのは、赴任した年の明治二十七年か翌年の一月ごろであろう。龍愛やその親戚にあたる戸長の龍田佐隆史にも会い、早速、西郷の事跡の調査や遺品の収集、西郷旧宅略図の作製などを依頼している。前掲調査がそれに応えたもので、おそらく戸長役場等に保管されていた記録を転写したものであろう。階長良は戸長に仕える用掛であろうが、彼の報告によれば、西郷の遺品は龍愛の兄、佐一所蔵の釣り箱と芦花部在住の岡江二与恒所蔵の教訓書・年頭状文などがあったという。岡江(当時五〇歳)は西郷の指導を受けた弟子の一人である。ちなみに弘前の笹森建明氏に伝わる西郷の枕もこの時、収集されたものと思われる。階長良提出の西郷旧宅の鳥瞰図と儀助筆の平面図は弘前図書館にあるが、これによると屋敷は百三十五坪で、その中央に萱葺きの母屋とその分棟(離れ)があり、東南に高倉、西南の隅に厩と豚小屋がある。

儀助が、この旧宅地に碑を建てる決意をしたのもこのころと思われるが、翌二十九年二月には龍愛所有の不動産・家屋等の財産調書を戸長に提出させている。賞与の下賜を政府に申請する意図があったにちがいない。

ところで、西郷没後、その顕彰の動きが東京や鹿児島で起こったのも明治二十二年以降である。それは同年二月の憲法公布の大赦により西郷に正三位が追贈され、朝敵の汚名が濯がれたためであるが、東京ではその翌年八月、西郷銅像建設の認可申請が樺山資紀らによって、府庁経由で宮内省へ提出される。同年、東京と鹿児島に事務所が設置され、樺山のほか松方正義・高島鞆之助、河野主一郎・染川権輔らが発起人となり、銅像建設の募金が始まる。

かくて、翌二十四年十月、宮内省は銅像の建設のみ認可し、樺山らの要望した建設場所（宮城正門外）については不許可とした。当時すでに六千人の賛同者から三万円の義捐金が寄せられていたというが、樺山らはその拡大を図ってさらに募金活動を発展させる（記念銅像建設趣意書）。奄美へは賛同者へのよびかけを依頼した書簡が、当時の島司・大海原尚義宛に送られている。

樺山らの集めた資金がその後、どのように運用されたかは明らかでないが、西郷の銅像は、周知のように宮城前をはるかに離れた上野山王台に建てられる。これは明治二十六年起工し、同三十年竣工したもので、西郷の旧友・吉井友美（宮内省次官・枢密院顧問等歴任）が中心となって二万五千人余から集めた募金と天皇の下賜金を充てて完成されたという（台座銘）。制作者は高村光雲。

奄美・龍郷に西郷記念碑を建設するという動きは、厳密に言えば、如上に先がけて起こる。陸軍中将山地元治が明治二十一年三月、大島を巡回したことに端を発するからである。山地は龍郷の西郷謫居跡を実見して、その保存を痛感し、上鹿して県令渡辺千秋に建碑の儀を図る。かくて翌年十月、有馬純俊・堅山利智が発起人となり義捐金を募集し始めるが、これは不成功に終わったようである。

次いでこの事業を受け継いだのが儀助である。募金活動開始の時期は不明であるが、彼の記すところによれば、明治二十九年七月頃は、わずかに三十九円程度しか集まらなかったという。儀助は同年八月上京して勝安芳に碑文を書かせ（日本新聞・明治三〇年九月二九日付）、西郷と親交のあった名士四十人を廻って喜捨を仰いでいる。賛同者と不同意者は半々だったという。この時、使用された住所録には大山巖・黒田清隆・松方正義・樺山資紀・高島鞆之助・前田正名など東京在住の名士三十名余の氏名が連ねられている。ちなみに、この時、勝安芳は儀助に託して龍愛に巻物一軸を贈っており、その現物は現在、龍郷の龍マサ子女史が保管している。龍愛が儀助に差し出した受領書（明治二十九年九月四日付）の写しと龍田佐隆史の書いた感謝状（同年九月二日付）が弘前に伝存する。

かくて同年十月、鹿児島県庁内務部第三課に取継所を置き、笹森と小森政隆（第五銀行支配人・鈴木和介・松沢光憲・野村政明の五名が発起人となり、建碑の募金を再開。趣意書や碑の図面、予算書などを配布している。その趣意書によれば、建碑の費用は五百円ほどであったというが、募金は容易に集まらず、島司たる儀助は人一倍苦慮したようである。

渡辺県令の発案当初（明治三年）は、建碑の費用全額を「内地同感の士」が負担し、竣工後の維持費を現地の島民が負担する約束だったという。だが、明治三十年前半では未だ寄付金が予定額に達せず、儀助は本土人の薄情を慨嘆している。同年九月、彼は再び上京して寄付を募り、漸く建碑の見通しが立ったようである（龍郷・西郷流居跡水盃石銘。刻銘の草稿は弘前図書館に在る）。

この建碑のための寄付者とその寄付額を詳記した資料はない。だが、現存の資料によれば、前述の東京の名士のほか、鹿児島からの寄付金と現地奄美の有志から協力があつたようである。県属染川喜輔宛送金の寄付金通知状や龍郷方各村の寄付者を記した「有志人名」録が弘前に残っている。

かくて、明治三十一年五月二十九日、戸長龍田佐隆史の斡旋により、西郷旧宅地のうち三畝十八歩の買入契約が成立し（代価一畝一五円）、この地に碑が建てられることになる。石碑の彫野は鹿児島市船津町の石材店・佐伯龍左衛門に依頼（代価一七三円四三錢。彫刻代九二円）。その運送は池畑回漕店が請け負っている（見償代価一九〇円）。建碑の工事は地元民の協力によって作業が進められたものと考えられる。その碑文は、すでに日本新聞や『奄美大島史』にも紹介されているので、ここでは省略するが、この西郷記念碑は、六段の石段（高一・三米）の上に置かれた二つ重ねの石碑で、その高さは二・〇八メートル（上部石は、高一七八種・幅九〇種・厚三七種）に及び、今になお雄姿を誇っている。正面右脇に儀助自筆の銘を刻んだ水盃石がある。

記念碑の竣工式が龍郷で挙行されたのは、同年八月八日。この式典で島司儀助は碑の維持費として龍愛と戸長龍田佐隆史に金百円を贈呈している。かくて儀助は同月三十日、突如、島司を辞任している。島司として重要な責務の一つを果たしたという実感が心底にあつたからであろう。

ちなみに、龍郷のこの西郷流謫跡は昭和三十年一月、鹿児島県の史跡に指定されている。

ところで、儀助はなぜ島司を辞任したのであるうか。その理由は決して単純なものではあるまいが、その一端を示している次のような書簡が残されている（句読点補、引用者・は誤字）。

謹呈 本日二日附御尊書、同十日拜承。昨年出京之際、故西郷大将之建碑一件二而非常之奔走。殊ニ該春国元二而不幸出来、鶴帰省之為メ帰省之際、同行之处、折悪敷眼病ニ罹リ、期限切迫、閉口仕ハル。右之為メ何方ヘモ御無音欠敬、仕候段、平ニ御海容可被下候。賢台二者、種々御著述ニ従事ノ由、地方復生之為メ、洪益ヲ与ル不少ト存候。當夏ニハ出京致度、心得ニ候得共、多忙之為メ或ハ難及カト存候。俗吏ト申ハ、実ニウルサク被思候。一昨年以來、御昇等ニモ相成候哉。兎角、無藩力之嘆シサ、薩長人ノ如ク不相成ハ御同感之事ト存候。小生モ赴任以來四ヶ年ニ相成、大嶋開闢以來之長寿長官ト相成、殊ニ薩人ト嶋人ト之競争場ニカカル長寿ヲ得ルトハ僥倖。御一笑可被下候。

一兩三年来、山林保護論至而ヤカマ敷相成候へ共、山林ハ益荒敗、夫レ條理ト法律ト噉々啗々。而、山林増殖スルハ能キモノナレトモ、法律ト議論、益盛ニ而、山林日々荒破ニ趣クヲ如何

セン。政事如斯トスレハ、利口者ハ誠ニ重宝ナル者ニアラスヤ。昔之山林ヲ愛養スル者ハ、仮
 へ人ヲ殺スモ山林ヲ涵養スルノ一徹法ヲ実行スルニ過キス。議論、法律何ノ実益アラシヤ。
 阿々、東洋問題、昔、陳恒其君ヲ弑シ、孔子沐浴而朝ス(シ)、是ヲ討セント請フ。又夕齋・魯ノ
 強弱ヲ比較スルニイトマアラス。露ト言フ、獨ト伝ヒ(フ)強盜アリ。然而、一言孔子ノ如ク其
 非ヲ討セント為スル者ナシ。嗚呼、孔子ハ非ニ而、今人ノ賢ナルカ。小生思フ。今日之事、孔子
 ノ如ク勇往直進アルノミ。區々タル相談ト議論ト何カ用アラン。小生之東洋問題、既ニ決シアレ
 ハ、世間ノ利口議論ハ一向耳ニ入ラス。其愚ハ御宥恕可被下候。御尋ニ對シ、一口陳候。
 暑中休暇ニハ琉球迄御遊歴如何ニ候哉。旅行ハ不平ヲ漏シニ面白キモノ、御承知之筈。宿坊ハ何
 時ニ而も差支無之候間、御出ヲ待候。明日ハ簡閱点呼ニ將官同行、各嶋巡廻仕候。相畧候。時
 下、折角御自愛可被遊候。

五月十一日夜認

匆々不備

儀助

覚先醒

尚々過日各嶋巡廻帰郷之処、大道氏方一封参候ニ付、余り日時ヲ経候ニ付、黒石へ返事差出候
 間、御合之節ハ御漸置奉願候也。

これは、当時、牛込区矢来町に居住した外崎寛(一八五九—一九三三)に宛てた手紙で、現在、市立弘
 前図書館所蔵の『津軽地方諸名士自筆書簡』(巻子巻)に収められている。外崎は儀助の恩師工藤他山
 の子息で、東奥義塾に学び、のち文部省から宮内省に入り、陵墓監・御用係などをつとめたという。

この書簡は、儀助の心情が率直に吐露されていて、兩人の親密な関係を知らせてくれるが、ただその
 執筆年が明らかでない。

だが、その内容から見れば、明らかに明治三十一年(一八九八)の書簡であろう。露・独兩國を「強
 盜」としたのは、明らかに、同年三月、ロシアが大連・旅順の租借権と南滿鉄道の敷設権を獲得し、
 ドイツが膠州湾の租借権や膠濟鉄道の敷設権等を獲得したことに対する糾弾の意を表明しているから
 である。

ともあれ、この書簡によってわかることは、前年九月上京の折は、娘つる(次女)を同伴し、つい
 でに弘前まで赴いていたという事実である。この帰郷は、若くして他界した、つるの妹・ゆき(三女。
 明治八年二月生)の墓参が目的であったと考えられる。儀助の孫、笹森建行氏および西光寺所蔵の過去
 帳によれば、同年(明治三〇)三月二十二日、ゆきが死去しているからである。享年二十三歳。

さらにこの書簡には、辺境の地方行政官といえども薩長閥にあらざれば不利を被ることや、鹿児島
 出身の官吏および商人と島民との対立抗争の間(あ)って苦慮していることが率直に告白されている。
 珍しいケースである。

加えて、奄美では島民同士の対立がある。これは、明治二十五年の総選挙で、吏克（独立クラブ）の大島信が、民党（鹿児島同志会）の基俊良を押えて衆議院に当選して以来起きたもので、沖永良部島などでは、両派が激突して負傷者を出すという事件さえ起きている（南嶋探検・九月二十九日）。このような対立の構造は、そのまま島庁の人事にまで持ち込まれたようで、儀助は「島庁吏員調」（笹森儀助維綴、所収）に全職員三十一名の氏名を掲げ、各自の所属する派閥を明記し、最末に基派十一、大島派十、無所属三と記している。島司としての儀助は、基や浜上謙翠など民党系の人々に支えられていた形跡があるが、いずれにしろ、このようないわば三つ巴の抗争の中で島政を遂行しなければならぬ儀助の心労のほどがうかがえる。

この書簡は、いうまでもなく、山林（国土）の荒廃と列強のアジア侵略を憂え、優柔不断な政府や国会の姿勢を批判して、實際行動の必要を説いたもので、孔子の故事（論語・憲問第十四）もその事例として引用したのである。つまり儀助は、斉の簡公が、その臣、陳恒に殺された時（B C 四八二）、魯の哀公に、陳恒の討伐を願い出た孔子のように、ヨーロッパ列強の中国侵略を阻止するために直ちに行動すべきだと主張しているのである。交戦をさえ促しかねない過激なこの主張の中に、自ら難局にあたらうとする固い決意が秘められている。畢竟、儀助は新たな転機を求めて島司を辞任したと私は考える。

ところで、儀助が着任早々に立てた島政の二大目的（大島の糖業改良、郡民の負債の消却）は達成したのであろうか。上京の折、直接提出されたと思われる、内務大臣樺山資紀宛の明治三十年九月付の文書、『大嶋郡負債償却意見草按』（和、青森県立図書館蔵）によれば、着任以来、戸長の協力を得て調査していた全郡民（人口、一五万〇九二六）の負債総額が、同年七月、漸く判明したという。郡民の経済実態を初めて具体的に把握した一大成果である。同文書には、各方^{各々}ごとに集計した統計一覧表も添付しているが、その負債の総額は、四月一日現在でじつに六二万五二七三円四一錢五厘の巨額に及んだという。

儀助は、この二十年來の累積負債も戸数（二万六三三三）で割れば、一戸当り二二円七一錢に過ぎぬとしながらも、年々の利子の支払いを動定に入れれば到底「尋常ノ手段」では返済できぬとして、島民に勤勉と節約と貯蓄を奨励している。そして明治五年、大参事野田^{ひのふ}勲通の命を受け、自ら飢餓に瀕する大曲・堀切（現・上北郡六戸町）の両村を復興させた実例や、慶応年間、乞食小屋同様の貧村、堀越村（現・弘前市）を復旧させた小林忠之丞と明治十九年、秋田県雄勝郡山田村の貧窮を救った石川理紀之助の功績を示して勤勉・節約・蓄財の必要を説き、このことよって負債の消却も可能だとしている。このような発想は、糖業の資本主義化を狙った前島司大海原尚義とは違って、確かに前近代的でもある。だが、これが儀助の経済論の基本を成していることはまちがいない。彼の著述の随所に同様の所見が記されているからである。

たとえば、農業経営者の集会における演説草稿『大嶋郡政之方針』（明治三〇年成るか）（8）では、島民自身の負債責任を厳しく追究し、大島人は金銭の貸借関係がルーズで金融機関に信用がなく、その

ため全国一の高利子を課されていることや、その労働時間が本土人の三分の一に過ぎざることを指摘し、奢侈を禁じ勤勉を勧め、かの諏訪之瀬嶋の開拓者藤井雷伝を模範とすべきを説いている。そして、その末部で、「各々銳意率先シテ、今ヨリ勤勉業務ニ従事スル事三年ナラシメハ、奸商(注・鹿児島商人)ノ擅利ノ強暴ヲ征服スルニ破竹ノ勢ヲ以テシテ其成功ヲ奏スルヤ疑ヒナシ」と主張している。

前掲の『負債償却意見草按』では、負債消却のための勤労増産の期限を満五か年としているが、同書で注目すべきは、組合方式の採用を樺山資紀に提言していることである。つまり、儀助は、奸商に對抗して負債を完済するために、生産者(島民)の組織化を狙ったのである。その組織とは、数十戸または集落ごとに組をつくって、殖産と節約に励み、その収入を組合管理のもとに、計画的に返済に充てようとするもので、各組には組長を置き、全組長を戸長が監督するというシステムである。さらに、商人が高利を食らうとした場合、組合は正当な利子額を自ら定めて交渉する権利を持ち、また、一切の売買を組長を通して行うことや、日用品の計画的な一括購入などが義務づけられている。これは、今日のいわゆる農協にも通ずる、画期的な生産者の協同組合で、儀助のこの提言は高く評価すべきだが、奸商を退け、明らかに島民の利益を図ろうとしたこの提言が樺山に採用されたかどうかは不明である。周知のように、樺山も亦、旧薩摩藩士だからである。

樺山に提出したこの文書には、前述したように、技手や農事指導員の技術指導と製糖期の徹底的な糖質検査によって糖業の改良につとめたことが記されているが、その甲斐あって、明治二十九年には、大阪相場で大島産糖に高値がつき、前年より八万七〇〇円余りの増収があったという。島庁にとつて、糖価の下落防止と糖質の向上は必至の課題だったのである。

ところが、郡民の負債額は、明治三十年の後半に至るとさらに増え、十一月一日現在の総額が六三万六三八九円となる。これは前掲の四月一日現在の額より一万一、一五円五八錢五厘も増加しているのである(世年度負債額―四月一日・十一月一日現在―対照表)。内務大臣に協同組合の結成を提言した直後だけに、儀助の驚きと失望は尋常ではなかったと思われる。彼は翌三十一年一月三十一日、島庁の勤業担当職員を同行して自ら喜界島に渡り、以後二十日間(二月二十日帰庁)、既に製糖期に入っていた同島の各地を巡回し、糖質の向上と増産を島民に強くうたった。前年以來、喜界島産の黒糖の価格が郡下で最も低下していたからである。帰庁後、県知事に宛ててまとめられた『喜界嶋巡回日誌』(9)によると、儀助らは糖質検査を受けない粗悪な黒糖樽九十挺を摘発し、規則にのっとり違約金を徴収したという。

同年二月十七日付、十島を除く全戸長に儀助は「内訓」(10)を送り、一層の儉約と黒糖の増産を奨励しているが、注目すべきは、ここで負債総額半額の返済見込みを示していることである。つまり、儀助によれば、同年は甘蔗の成育がよく、前年に比べ二、三割の増収が見込まれ、しかも黒糖の価格が著しく騰貴している。前年より三五万六、五五五円八三錢の増収になるはずだという。そして、これを全額、負債の返済に充てれば、本年度でその半額強が消却できるというのだ。この「内訓」に

添付した増収見込書に次のように記されている。

三十年

一、砂糖千五百九拾壹万七千六百七拾壹斤

此代金五拾四万千貳百四八拾壹錢四厘

壹斤二付、三錢四厘宛

三十一 見込高へ三十年ヨリ式割増ノ積リ

一、砂糖千九百拾万千貳百五斤式合

此代金八拾九万七千七百五拾六円六拾四錢四厘

壹斤二付、四錢七厘宛

前年比較増減

砂糖三百十八万三千五百三拾四斤二合増

此代金拾四万九千六百貳拾六円拾錢七厘

外二

金貳拾万六千九百貳拾九円七拾貳錢三厘

是レハ前年ニ比シ価額一斤壹錢三厘増加之際之差増金

合計金參拾五万六千五百五拾五円八拾參錢

全ク増加ノ分

明治三十一年の奄美諸島の黒糖生産高とその代価がはたして儀助の見込み通りになったかどうかは不明であるが、この増産の推進や如上の協同組合結成の提言によっても、島司儀助が一貫して島民の側に立って島政を行っていたことは明らかである。前掲『草按』の削除した条項には、奸商によって一切の財産を奪われた者の借金証書は、組長が商人に談判してとり返し、これを焼却して後日の粉糶を絶てとさえ記しているのである。

儀助が島司を辞任したのは、一つには、この負債消却の遂行に限界を感じたからだとも考えられるが、彼の依願退職が内閣から許されたのは同年八月二十九日である（履歴書）。別離に際し島庁職員に金一封を呈して弘前へ去ったようで、その謝礼に、第一課課長肥後七郎（月給三五円）をはじめ二十四名（現・元吏員一九、民間人五）の者が、儀助に大島紬一反を贈っている（同年一〇月一五日付、儀助宛書簡）。

（一九九五年八月二七日脱稿）

註

1 拙稿「拾島状況録とその周辺」（山本弘文博士選歴記念論集『琉球の歴史と文化』一九八〇年、本邦書籍刊）

- 所収)
- 2 拙稿「笹森儀助と台湾」(『沖繩文化研究』16(一九九〇年刊)所収)
 - 3 『大奄美史』
 - 4 同調書の扣が青森県立図書館に在る。
 - 5 青森県立図書館所蔵
 - 6 拙稿「南島疫病考」(『沖繩文化』第三二号(一九七〇年、沖繩文化協会発行)所載)
 - 7 『大奄美史』
 - 8 青森県立図書館所蔵
 - 9 同書の扣が青森県立図書館に在る。
 - 10 市立弘前図書館所蔵『笹森儀助雜綴』第九冊、所収